

会津若松市の財政のすがた



(平成22年度版)

会津若松市

財政のすがたの公表にあたっての前提条件

○決算額の数値については、一般会計決算額です。

○平成15年度以前の数値については、旧会津若松市のみの一般会計決算額です。



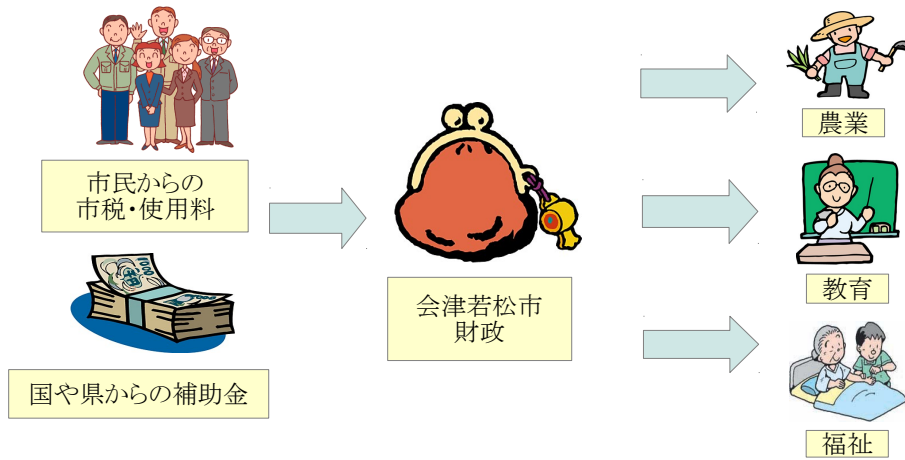
目次

○財政とは？	1
○予算とは？	1
○どのように運営されているのか？	2
○平成22年度一般会計歳入決算の状況は？	3
○平成22年度一般会計歳出決算の状況は？	4
○平成22年度歳入歳出の収支状況は？	5
○財政調整基金とは？	5
○今までの歳入の推移は？	6
○今までの歳出の推移は？(目的別推移)	7
○今までの歳出の推移は？(性質別推移)	8
○今までの義務的経費と投資的経費の推移は？	9
○市民一人あたりにすると？	10
○一般会計市債(市の借金)残高の状況は？	11
○なぜ市債の借入れをするのでしょうか？	11
○これからの会津若松市の財政	12



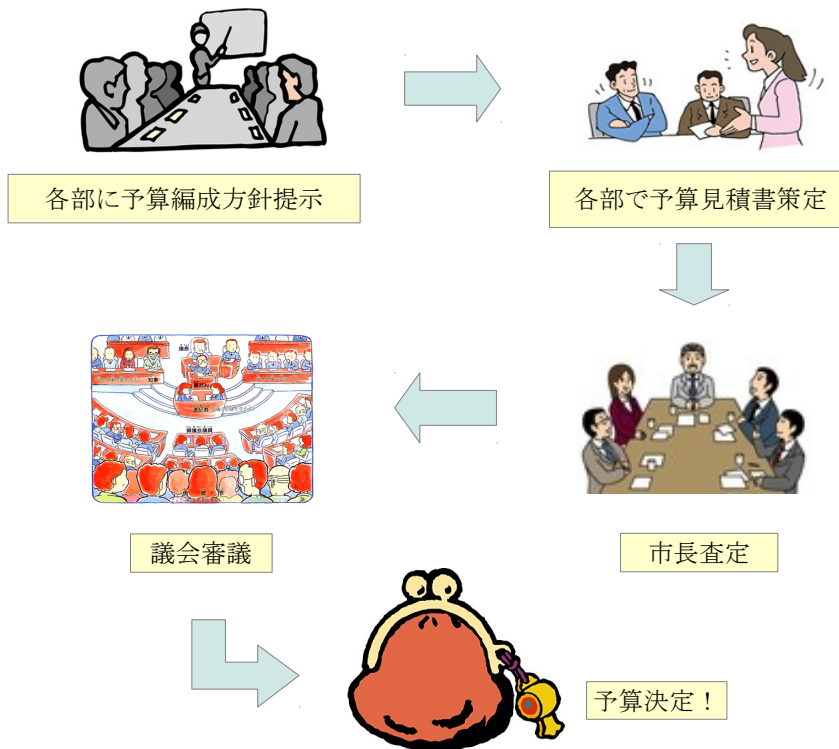
○ 財政とは？

行政活動を行うには通常お金が必要です。
そのお金をどこから調達して、どのような目的に振り分ければよいかという観点から行政活動をとらえたものを、「財政」といいます。



○ 予算とは？

各種の行政サービスを計画的に行うためには、毎年1年間の歳入と歳出がどれくらいあるのか見積もりを立てる必要があります。この見積もりのことを「予算」と言います。
予算は様々な話し合いを踏まえ、最終的には議会の議決を得て決定されます。

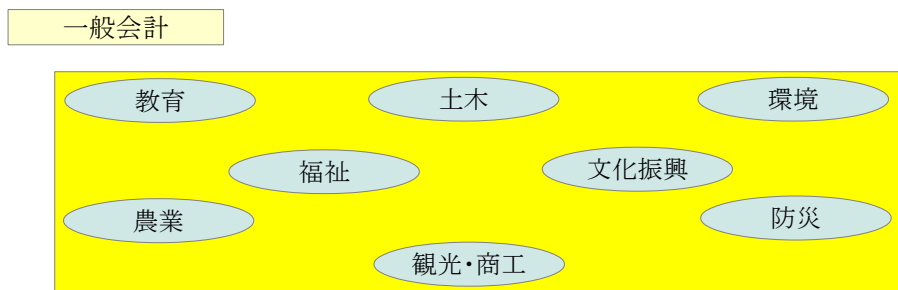


○ どのように運営されているのか？

財政は、色々な会計を設けて運営や事務処理がなされています。
会津若松市においては「一般会計」「特別会計」の2つの大きなグループを設けて市政を運営しています。

【一般会計】

地方公共団体の会計の中心をなすもので、行政運営の基本的な経費全般の経理を処理する会計。



【特別会計】

一般会計に対し、特定の目的の歳入歳出について経理するため、法律又は条例によって設置された会計。会津若松市には13の特別会計があります。

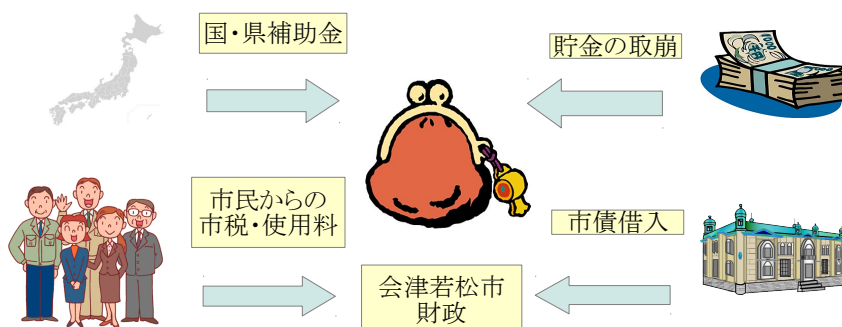
特別会計の中でも、公営企業会計の法適用、非適用、その他に区分されています。

特別会計	公営企業会計	法適用	水道事業会計
		法非適用	湊町簡易水道事業特別会計
			西田面簡易水道事業特別会計
			観光施設事業特別会計
			下水道事業特別会計
			地方卸売市場事業特別会計
			扇町土地区画整理事業特別会計
			農業集落排水事業特別会計
			個別生活排水事業特別会計
			三本松地区宅地整備事業特別会計
	その他		国民健康保険特別会計
	老人保健特別会計		
	介護保険特別会計		
後期高齢者医療特別会計			

※公営企業会計…公営企業会計とは、主として使用料等の収入によりその事業の経費をまかなうことを目的として設置される独立採算が原則の会計です。
地方公営企業法が適用される法適用の企業会計と適用されない法非適用の企業会計があります。

○ 平成22年度一般会計歳入決算の状況は？

市民サービスのために必要な財源は、いろいろな手段により確保しています。

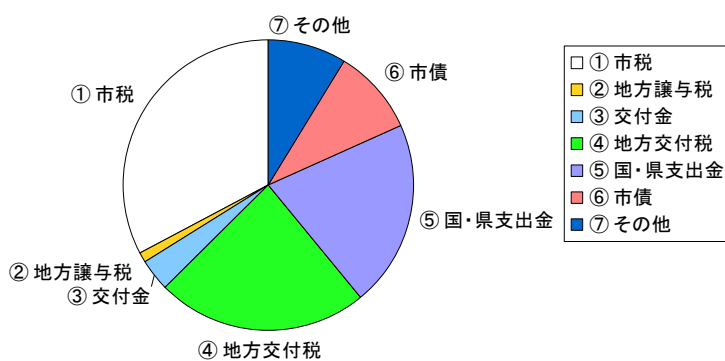


平成22年度は、約473.37億円の収入がありました。

(単位:百万円)

項目	収入額	構成比(%)
①市税	15,496	32.7
②地方譲与税	522	1.1
③交付金	1,694	3.6
④地方交付税	11,133	23.5
⑤国・県支出金	9,848	20.8
⑥市債	4,521	9.6
⑦その他	4,123	8.7
合計	47,337	100.0

平成22年度歳入決算状況



市の収入の中心は市民の皆さんから納めていただく市税です。

市税には、所得に応じて負担する市民税や、土地・家屋・償却資産の所有に対し、その価格に応じて負担する固定資産税などがあります。

また、その他に国・県支出金、交付金、貯金の取り崩しや市債の借入れ(借金)などから市は収入を得ています。

○ 平成22年度一般会計歳出決算の状況は？

市の歳出を、その目的別に見てみます。

目的別とは、土木費、教育費のように、行政の目的に従った、いわば事業別の分類です。

民生費、総務費、公債費、教育費の順に多くの財源が使われており、次いで、土木費衛生費の順になっています。

平成22年度は、約456.2億円の支出がありました。

(単位:百万円)

区 分	主 な 内 容	決 算 額	構 成 比 (%)
議会費	議会にかかる経費	372	0.8
総務費	他の費用に分類されない全般的な経費	5,403	11.8
民生費	福祉サービスにかかる経費	15,395	33.8
衛生費	保健衛生、ごみ収集にかかる経費	2,733	6
労働費	勤労者の福祉向上にかかる経費	62	0.1
農林水産業費	農業、林業の振興にかかる経費	1,246	2.7
商工費	商工業、観光の振興にかかる経費	1,980	4.3
土木費	道路、公園、河川の整備にかかる経費	4,507	9.9
消防費	火災、災害対策にかかる経費	1,467	3.2
教育費	小学校、中学校など教育にかかる経費	6,177	13.5
公債費	市債(市の借金)の返済にかかる経費	5,455	12
諸支出金	上記のいずれにも該当しない経費	823	1.9
合 計		45,620	100.0

次に、市の歳出を、その性質別に見てみます。

性質別とは、人件費、普通建設事業費といったように、経費の性質によって区分する分類です。

人件費、扶助費、補助費、公債費の順に多くの財源が使われており、次いで、繰出金、物件費の順になっています。

(単位:百万円)

区 分	主 な 内 容	決 算 額	構 成 比 (%)
人件費	報酬、給与、手当などの経費	7,744	17
扶助費	福祉にかかる経費	9,357	20.5
公債費	市債(市の借金)の返済にかかる経費	5,455	12
普通建設事業費	公共施設の建設などにかかる経費	5,350	11.7
物件費	旅費、光熱水費、備品購入費、委託料などの経費	4,923	10.8
維持補修費	公共施設を維持するための経費	916	2.0
補助費	他団体への負担金、補助金などの経費	4,520	9.9
繰出金	一般会計から特別会計に支出される経費	6,294	13.8
その他	貸付、積立、投資及び出資にかかる経費	1,061	2.3
合 計		45,620	100.0

○ 平成22年度歳入歳出収支状況は？

それでは、一般会計の平成22年度会津若松市歳入、歳出の収支状況をまとめてみます。

(単位:千円)

区分		金額
①歳入総額		47,337,271
②歳出総額		45,620,250
③歳入・歳出差引額(①-②)		1,717,021
④翌年度へ 繰り越す べき財源	継続費通次繰越額	690
	繰越明許費繰越額	248,943
	事故繰越し繰越額	79,825
	計	329,458
⑤実質収支額(③-④)		1,387,563

※翌年度へ繰り越すべき財源とは

自治体を実施する事業などが、何らかの事情で年度内に終了しないため、翌年度に繰り越した場合の事業費(もしくは財源)。

平成22年度の歳入は約47,337百万円であり、歳出については約45,620百万円となっています。その差額から、翌年度へ繰り越すべき財源を差し引いた金額が、平成22年度の実質収支であり、約1,387百万円の黒字となっています。この黒字額は翌年度へと繰り越し、市の貯金である財政調整基金への積立や翌年度の財源として活用します。

○ 財政調整基金とは？

財政調整基金とは、自治体における年度間の財源の不均衡を調整するために積み立てておく資金です。

自治体の財政は、経済の不況等により大幅な税収減に見舞われたり、災害発生により思わぬ支出の増加を余儀なくされることもあります。

このような事態に備え、財政調整基金として積み立てておくことが必要となります。

(単位:千円)

	平成18年	平成19年	平成20年	平成21年	平成22年	平成23年
年度末残高	997,446	486,513	664,517	1,316,989	1,519,206	1,975,491

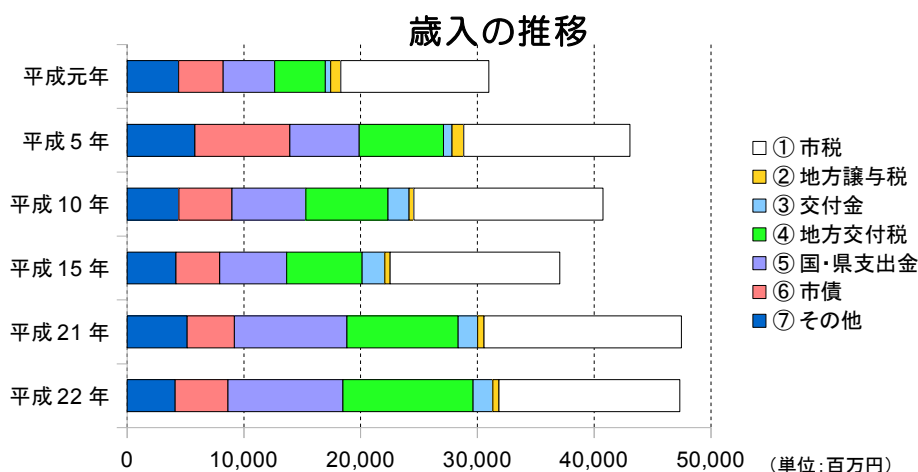
※平成23年度は、9月補正後の基金残高。

○ 今までの歳入の推移は？

ここで平成元年度から平成22年度までの会津若松市の歳入の推移を見てみましょう。

(単位:百万円)

歳入の種類	平成元年	平成5年	平成10年	平成15年	平成21年	平成22年
①市税	12,683	14,231	16,201	14,539	16,919	15,496
②地方譲与税	847	1,015	408	450	533	522
③交付金	466	728	1,810	1,953	1,680	1,694
④地方交付税	4,339	7,230	7,027	6,472	9,519	11,133
⑤国・県支出金	4,410	5,925	6,328	5,718	9,633	9,848
⑥市債	3,822	8,133	4,559	3,753	4,056	4,521
⑦その他	4,404	5,809	4,427	4,183	5,137	4,123
合計	30,971	43,071	40,760	37,068	47,477	47,337



表やグラフからも分かるように、市の歳入の多くは皆さんの市税から成り立っています。市税について、平成元年度と平成22年度を比較すると2,813百万円もの歳入増となっていることが分かります。

しかし、景気後退や少子高齢化など、経済的・社会的な環境の大きな変化により、今後、市の歳入の規模は縮小していく状況にあります。

また、平成5年度は市債(市の借金)の発行が多く、その返済が大きな課題となっています。そのため、新たな市債の発行を抑え、返済を進めることで、健全な行財政運営に取り組んでいます。

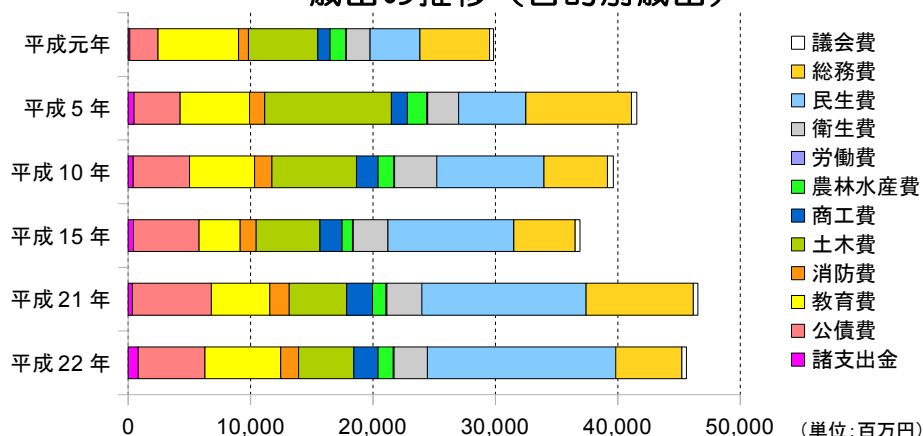
○ 今までの歳出の推移は？（目的別推移）

それでは、平成元年度から平成22年度までの会津若松市の歳出の推移を見てください。
まずは、目的別（行政の事業別の分類）から見てみましょう。

（単位：百万円）

歳出の種類	平成元年	平成5年	平成10年	平成15年	平成21年	平成22年
議会費	333	439	481	387	369	372
総務費	5,686	8,616	5,173	5,005	8,769	5,403
民生費	4,078	5,494	8,777	10,290	13,434	15,395
衛生費	1,929	2,542	3,429	2,826	2,849	2,733
労働費	68	69	74	75	62	62
農林水産費	1,269	1,575	1,278	843	1,106	1,246
商工費	992	1,313	1,777	1,814	2,114	1,980
土木費	5,662	10,340	6,911	5,211	4,691	4,507
消防費	825	1,263	1,401	1,303	1,585	1,467
教育費	6,579	5,655	5,324	3,353	4,781	6,177
公債費	2,303	3,765	4,595	5,360	6,445	5,455
諸支出金	125	481	415	437	347	823
合計	29,849	41,552	39,635	36,904	46,552	45,620

歳出の推移（目的別歳出）



目的別の推移を見ますと、社会福祉サービスにかかる民生費が年々、増加傾向にあります。平成元年度と比較して平成22年度は11,317百万円の増となっており、約20年間で約3.8倍の歳出増となりました。

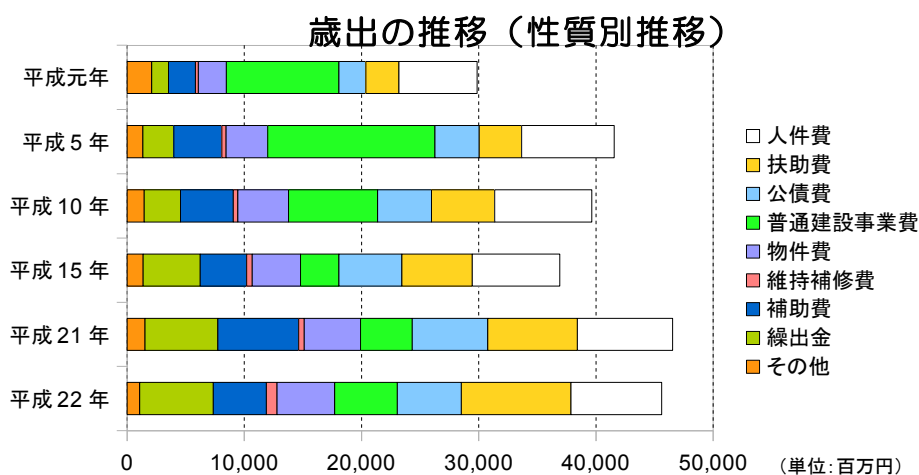
また、道路、公園、各公共施設の建設に係る土木費を見ますと、平成5年度は10,340百万円もの支出がありました。最近では、各施設がある程度整ってきたことや、民生費に多くの経費が必要になっていることから、平成5年度と比較して平成22年度は5,833百万円の減となっており、歳出は1/2以下に減少しています。

○ 今までの歳出の推移は？（性質別推移）

次に、平成元年度から平成22年度までの会津若松市の歳出を性質別（人件費、補助費などの分類）で見てください。

（単位：百万円）

歳出の種類	平成元年	平成5年	平成10年	平成15年	平成21年	平成22年
人件費	6,652	7,893	8,284	7,449	8,124	7,744
扶助費	2,831	3,619	5,385	6,022	7,653	9,357
公債費	2,303	3,765	4,595	5,360	6,445	5,455
普通建設事業費	9,606	14,291	7,608	3,271	4,409	5,350
物件費	2,375	3,540	4,309	4,125	4,803	4,923
維持補修費	252	360	385	474	476	916
補助費	2,309	4,094	4,522	3,975	6,907	4,520
繰出金	1,436	2,644	3,086	4,854	6,201	6,294
その他	2,085	1,346	1,461	1,374	1,534	1,061
合計	29,849	41,552	39,635	36,904	46,552	45,620

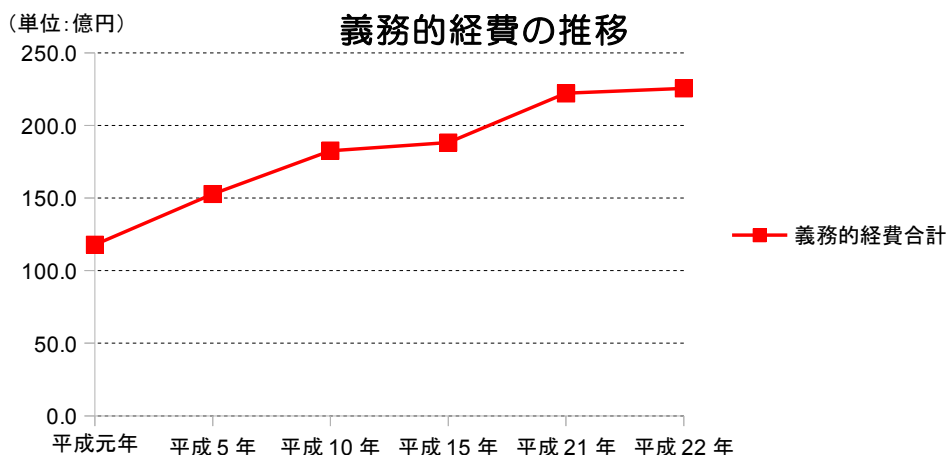


性質別の推移を見ますと、扶助費は平成元年度と比較して平成22年度は約3.3倍に増加しており、年々増加傾向にあることが分かります。扶助費とは、生活保護法、児童福祉法などの法令に基づいた生活保護費や保育所運営費など、市が行う様々な福祉のための経費です。

また、道路、公園、学校などの施設建設にかかる普通建設事業費は、平成5年度と比較して平成22年度は8,941百万円もの減となっており、約1/3ほどに減少しています。さらに、過去の普通建設事業に伴う、市債（市の借金）の返済が近年ピークを迎えていることもあり、公債費についても増加しています。

○ 今までの義務的経費と投資的経費の推移は？

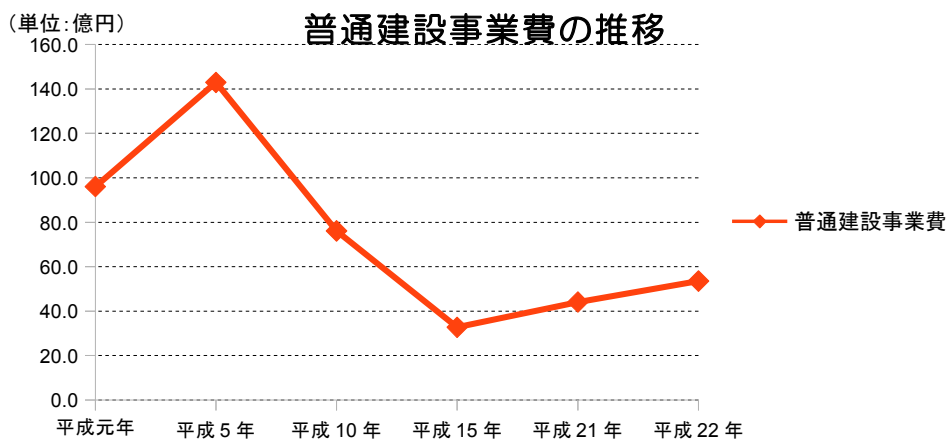
義務的経費の推移を見てみましょう。義務的経費とは、地方公共団体の歳出のうち、極めて硬直性の強い経費であって、その支出が義務付けられ任意に削減できない経費をいいます。人件費、扶助費、公債費がこれにあたります。扶助費、公債費の増加に伴い、年々増加していることが分かります。



次に投資的経費の推移を見てみましょう。投資的経費とは、普通建設事業費・災害対策事業費・失業対策事業費のことです。

普通建設事業費とは、道路の新設・改良、学校校舎の新築・増改築など公共施設の新増設や既存施設に付加価値を付ける経費のことです。

平成5年度から比較すると大幅に縮小していることが分かります。



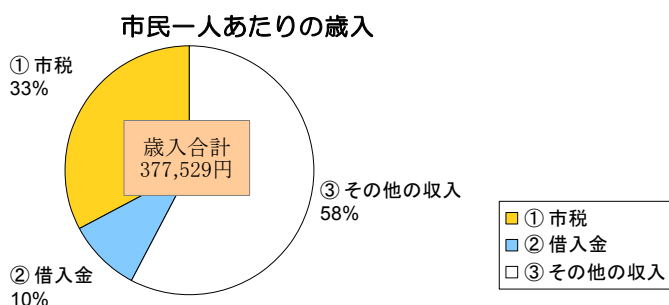
○ 市民一人あたりにすると？

平成22年度一般会計歳入・歳出決算を、市民一人あたりにして、見てみましょう。
(人口は平成22年4月1日現在の125,387人で算出します。)

【市民一人あたりの歳入合計】

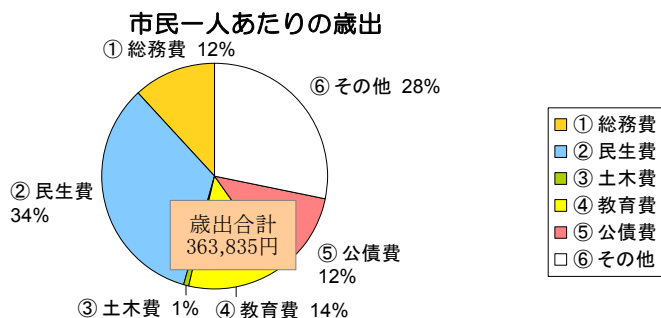
①+②+③合計
377,529円

項目	金額
①市税	123,586円
②借入金	36,052円
③その他の収入	217,891円



①+②+③+
④+⑤+⑥合計
363,835円

項目	金額
①総務費	43,093円
②民生費	122,779円
③土木費	2,574円
④教育費	49,260円
⑤公債費	43,503円
⑥その他	102,626円



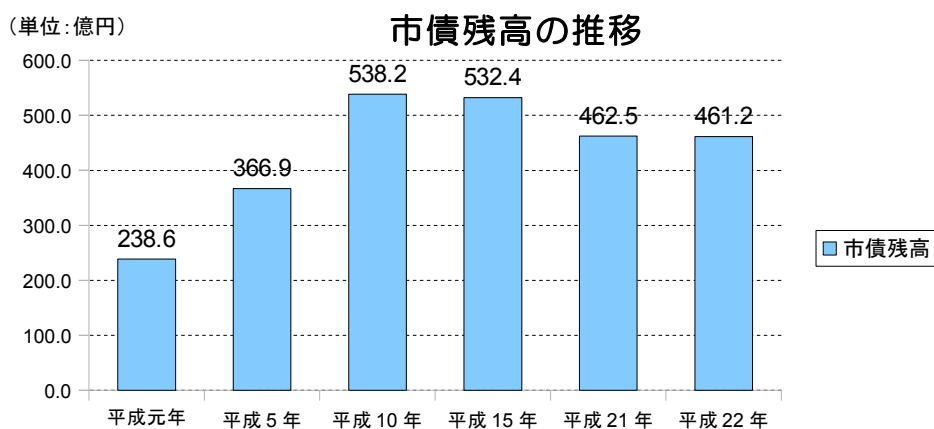
平成22年度の市民一人あたりの歳入は、377,529円。

歳入の使い道としては、高齢者や児童、障がいのある方等に対する福祉サービスの民生費が最も多く、市民一人あたりにすると、122,779円でした。次いで、総務費、公債費、教育費、土木費の順になっています。

なお、使わなかった財源は、翌年度の事業や財政調整基金への積立に充てています。

○ 一般会計市債(市の借金)残高の状況は？

次に、一般会計の市債残高(市の借金)の推移状況を見てみましょう。



表を見ると、平成元年度から平成10年度にかけて、大きく市債残高が増加していることが分かります。これは、この時期に多くの建設事業を行うために市債を発行したためです。

この市債残高を減らすことは、本市財政にとって大きな課題です。そのため本市では、新たに借り入れる額を元金返済額より低く抑えてきました。その結果、平成10年度の市債残高のピーク時より77億円もの削減を行うことができました。

今後も将来の負担軽減に向けて、引き続き市債残高を減らす取り組みを行っていきます。

○ なぜ市債の借入れをするのでしょうか？

例えば、公共施設の建設にあたり多額の経費を必要とする場合、市債を活用することにより、その建設年度の財政に過度の負担をかけずに建設することができます。

また、建設年度の収入だけで負担することは、その時の市民だけが費用を負担することになり、将来の市民は施設の使用という便益だけを受けることになります。そこで、市債を活用することで、将来の市民も元利金の支払いによって適正な負担をしていただくことになり、「世代間の負担の公平」を図ることができます。

このようなことから、市債は、将来において過度な負担にならない範囲で活用されています。

○ これからの会津若松市の財政

本市は、平成15年度に収支不均衡になることが判明したことから、同年8月に行財政再建プログラムを策定し、厳しい改革に取り組んだ結果、平成18年度にはおおむねその目的を達成し、危機的な状況を当面回避しました。

しかし、今後の市財政運営にあたっては、市民の皆さんの安全・安心な暮らしを第一に考え、そのうえで必要な事務事業を見極めていくことが重要であると考えています。そのためには、安定的な行財政基盤の確立が必要となりますので、以下の事項について重点的に取り組んでいきます。

◎重点的に取り組む事項

- ①平成22年3月から分譲を開始した会津若松河東工業団地への企業誘致に取り組み、市税の増収及び工業団地の早期分譲に取り組みます。
また、ふるさと雇用再生特別基金・緊急雇用創出基金事業など、国・県の施策と連動した効果的な雇用の創出に取り組みます。
- ②新規市債発行額の元金償還額以下への抑制を基本としながら、「公債費負担適正化計画」に基づく取り組みを推進し、市債残高の低減を図ります。
- ③定員管理計画(平成18年2月)の実績を踏まえた抑制基調の定員管理を行い、人件費を抑制します。
- ④扶助費については、過去の平均伸び率である約2%程度となるよう健康増進施策や就労支援の充実を図ります。
- ⑤国民健康保険や下水道事業などの特別会計については、受益者負担と独立採算制の原則に基づき、一般会計からの基準外繰出が発生しないよう、経営の健全化に取り組みます。

会津若松市の財政のすがた
平成23年10月発行

発行 会津若松市役所財政課
会津若松市東栄町3番46号
電話 0242-39-1203